

社会福祉法人精華町社会福祉協議会 評議員の費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人精華町社会福祉協議会の定款第10条の規定に基づき、評議員の費用弁償について、必要な事項を定めるものである。

(費用の弁償)

第2条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、費用弁償として日額1,000円を支給する。

2 交通費の実費が前項の費用弁償額を超える場合には、本会役職員等旅費規程に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、前項の費用弁償は行わない。

(改 廃)

第3条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年6月26日から施行する。